

入札説明書（電子調達）

茨城県が購入する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年9月14日（月）

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

樹脂製ボトル等全自動洗浄機 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年1月12日（火）

(4) 納入場所

茨城県流域下水道事務所2階 水質試験室（茨城県土浦市湖北2丁目8番1号）

(5) この調達は、一般競争入札参加資格確認申請書（添付書類を含む。以下「確認申請書」という。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

3 担当部局

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2丁目8番1号

茨城県流域下水道事務所 契約担当：総務課 飯田、業務担当：水質管理課 櫻井

電話 029-823-1621

FAX 029-823-1626

メール ryuge@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。（詳細は入札説明書及び仕様書による。）
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 茨城県内に本店又は茨城県との入札・契約等を委任した支店等を有すること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

5 入札等の手続き

入札参加者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の入札参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、3の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、3の担当部局に紙入札方式参加承認願を電子メール、FAX、郵送又は持参により提出することによりその承認を得て、書面（電子メール等を含む）により資料の提出や入札等を行うことができる。

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

(1) 入札参加者は、納品に係る現地確認を希望する場合、公告の日から**令和8年9月17日（木）午後3時までの期間**で、3の業務担当者の立ち合いの元、現地確認を行うこと。

(2) 入札参加者は入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から**令和8年9月17日（木）午後3時まで**。これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXによる質問も認める。

(3) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時

令和8年9月25日（金）午後5時まで

イ 方 法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、電子メール、FAXにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、電子メール、FAX、郵送又は持参により、確認申請書に別添の申立書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月1日（木）午後1時まで。なお、電子メール、FAX、郵送又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

電子調達システムにより提出する。エクセル、ワード等で作成した書類は画像ファイル（TIFF等）に変換して提出すること（PDFは不可）。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、確認申請書のみをシステムにより提出し、残りを電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

3の担当部局に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

- ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。
- イ その他提出方法によって確認申請書を受理した場合は、確認申請書記載の連絡先へ通知する。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- ウ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、**令和8年10月7日（水）午後5時までに**、証明書等審査結果通知書を発行する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

- (1) 日 時 **令和8年10月14日（水）午前10時**
- (2) 場 所 茨城県流域下水道事務所
電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ電子メール、郵送又は持参により、3の担当部局に提出すること。

なお、電子メールの場合には、標題を「【入札書】調達案件名、入札参加者の名称」とし、本文に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、入札書を添付すること。

また、郵送又は持参の場合には、封書のうえ、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

郵送の場合は簡易書留とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、入札参加資格の確認を得た日から**令和8年10月13日（火）午後5時までに**同システムのファイルへ記録すること。

なお、電子メール、郵送又は持参の場合は、上記日時までに3の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札

- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びFAXによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、3の担当部局へ電子メール、FAX、郵送又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「物品売買契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (3) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。